

創立10周年記念ものづくり大学生生活支援奨学金規程

【平成23年3月9日 法も規程第13号】

【平成27年3月24日 一部改正】

【平成29年1月25日 一部改正】

【令和元年12月26日 一部改正】

【令和2年6月17日 一部改正】

(目的)

第1条 この規程は、ものづくり大学の学生で経済的に困窮している者に対して、授業料等の経費の軽減を図るために奨学金の給付を行うことを目的とする。

(奨学金の受給対象資格等)

第2条 奨学金を受給できる学生は、ものづくり大学の正規の学部学生（留学生、編入学生を含む）で次の各号に該当する者とする。ただし受験生については、本学への入学を条件として、応募の対象とする。

- (1) 家計が経済的に窮している者
 - (2) 学業意思が明らかで、通常の卒業が見込まれる者
- 2 奨学生は、最大50名とする。

(奨学金の給付額及び給付時期等)

第3条 奨学金の給付額は、年額200,000円から300,000円の間で学生の家計状況等を勘案して定めるものとする。

- 2 本学の規程により特待生となっている者の給付額については、実験実習費及び施設整備費の合計の範囲内とする。
- 3 留学生で授業料の減免を受けている者の給付額については、学費のうち減免を受けていない額の範囲内とする。
- 4 奨学金は年額を一括給付とする。
- 5 募集の時期は、原則として年度当初に行う。ただし災害の発生等があり必要と認められる場合にあっては、その都度行うことができる。
- 6 給付の時期は、原則として募集を行った学期を超えない範囲とする。
- 7 本奨学金には返還の義務はないものとする。ただし、虚偽の申請等不正な手段により奨学金を受給した者又は、受給該当年度において退学や懲戒処分等により受給資格を失った者については、給付した奨学金の全部又は、一部を返還させることができるものとする。

(申請)

第4条 奨学金を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学生課に提出する。

- (1) ものづくり大学生生活支援奨学金申込書（別紙様式）
- (2) 学資負担者の源泉徴収票（給与所得者）又は、確定申告書（給与所得者以外の者）の写し

(選考)

第5条 選考は、学生からの申請内容による経済的必要性を主とし、申請書に記入した学業への取組姿勢及び直近の成績等を参考として、学生委員会の議を経て、学長が決定する。

(特例)

第6条 第2条第2項及び第3条第1項の規定にかかわらず、社会情勢の状況により、学長が必要と認めたときは、奨学生の数及び奨学金の給付額を変更することができる。

(事務)

第7条 この奨学金の事務は、学生課で扱う。

(その他)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、令和3年4月入学者の予約採用から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月17日から施行する。